

8. 都市づくりの実現に向けて

8-1 協働によるまちづくりの推進

(1) 「市民」「企業」「行政」の役割分担

まちづくりは、公共空間の整備だけではなく、民有地の整備が大きな比重を占めます。したがって、行政だけの取組にとどまらず、市民や企業の理解と協力は不可欠であり、市民や企業の創意工夫の視点が必要となってきています。特に、まちづくりに関わる市民や地域、NPOなどの市民団体、事業者、行政などすべての主体でまちづくりの目標や課題を共有し、対等なパートナーとして役割分担や連携、協力を行いながらまちづくりを推進していく必要があります。

	市民	企業	行政
連携・協力	より良いまちづくりを行うことで、生活をする市民が最も恩恵を受けます。市民はまちづくりの主役として積極的・主体的に参加することが求められます。	企業は、まちづくりルールへの協力等の地域環境の向上、まちづくりへの参加や施策提案等、社会貢献や積極的な取組が求められます。	行政は、市民主体のまちづくりに対して積極的な支援・援助を行い、国、県、周辺市町村及び関係機関との調整、連携を行い、円滑で効率の良い計画の推進に努めます。
役割分担			

(2) 協働によるまちづくりの仕組の構築

① 多様な市民層の参加機会の充実

市民や地域、NPOなどの市民団体、企業などが参画できるまちづくりのためには積極的に市民などの意見を反映していく必要があります。

また、各種計画づくり、地域のまちづくりを進めるにあたっては、高齢者、障がい者、若年層、子どもなどを含めたすべての市民ニーズを適確に把握し、反映するよう努めるとともに賑わいや交流、生活、歴史や文化、自然などについて各市民層の視点を十分に活かせるよう積極的な参加を図ります。

② 協働のまちづくりのための組織

市民の皆様と行政との協働によるまちづくりを進めていくために、現在ある住民意見を代表する組織やまちづくり団体等と協働して取り組みます。

【地域レベル：地域協議会を活かしたまちづくりの展開】

地域協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の附属機関として条例で位置付けられています。その役割は、地域住民等の意見や要望を集約して行政に反映させ、地域の重要事項の決定に意見を述べ、住民と行政との協働を進めながら住民自治の充実を図ることとなっています。

地域のまちづくりの課題などを地域協議会で協議し、方向性を集約する組織として位置づけることで、具体的なまちづくりの展開へと円滑につなげていく役割が期待されます。

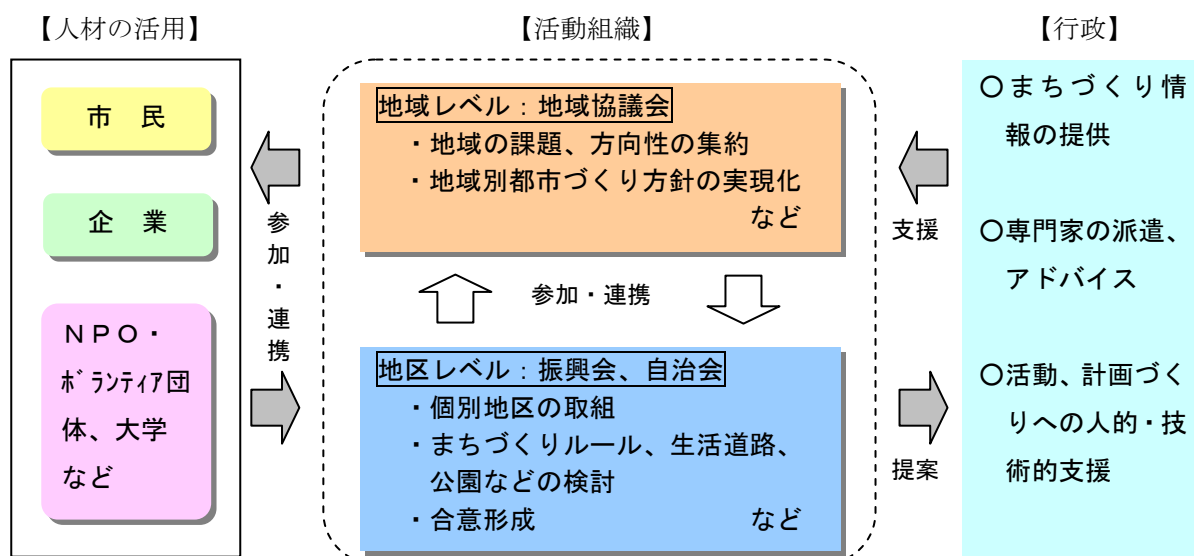
【地区レベル：振興会、自治会、まちづくり団体を活かしたまちづくりの展開】

地区レベルのまちづくりでは、まちの将来像を検討するため、振興会や自治会、まちづくり団体など、現在ある住民組織を活かして地区の課題の整理やまちの将来像を検討していきます。

【幅広い人材の活用】

市民やまちづくり活動組織などが主体として行うこと、行政と連携して取り組むことなどを明らかにして、できることからまちづくりの実践を行います。まちづくり活動組織だけでできないことは、行政からの人的支援、技術的支援などを行いながら、協働により実践していきます。

まちづくり、福祉、環境などさまざまな分野で活動するNPOなどと連携を図ります。そのため、幅広い活動を支えるボランティア団体等について、まちづくりのさまざまな場面で活動できるよう取り組みます。



8-2 都市計画に関する当面の課題への取組

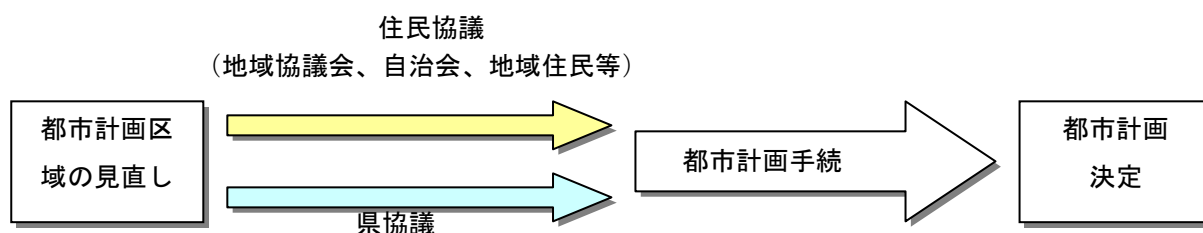
上田市の都市づくりに重要な都市計画に関する当面の課題について、今後の取組の概要を示します。

区分	対象地域、地区	おおむねの目標年次
(1) 都市計画区域の見直し	真田地域、武石地域、丸子地域（山林）	平成 28 年度
(2) 用途地域の見直し	上田中心市街地等（用途地域）	平成 29 年度
(3) 都市計画制度の活用		必要なところから 随時
特定用途制限地域	（例）上塩尻地区、神川地区、	
地区計画	上田城南地域、神科・豊殿地域、塩田地域	
住民協定等	（例）川西地域、武石地域など	
(4) 都市計画道路の見直し	上田地域、丸子地域	平成 27 年度

※おおむねの目標年次はあくまで参考です。地域住民意向や県協議等の状況により異なります。

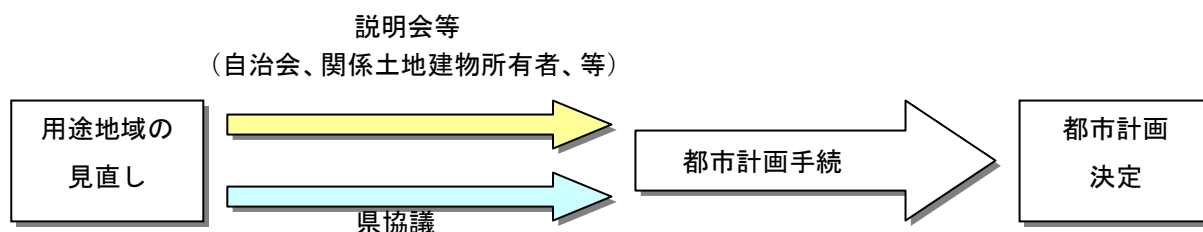
(1) 都市計画区域の見直し

都市計画区域の見直しについては、平成 27 年度からそれぞれの地域の皆様に都市計画区域指定の必要性や、指定した場合の効果と義務などについて説明する機会を持ち、都市計画制度を活用したまちづくりについてご理解をいただきながら取り組んでいきます。



(2) 用途地域の見直し

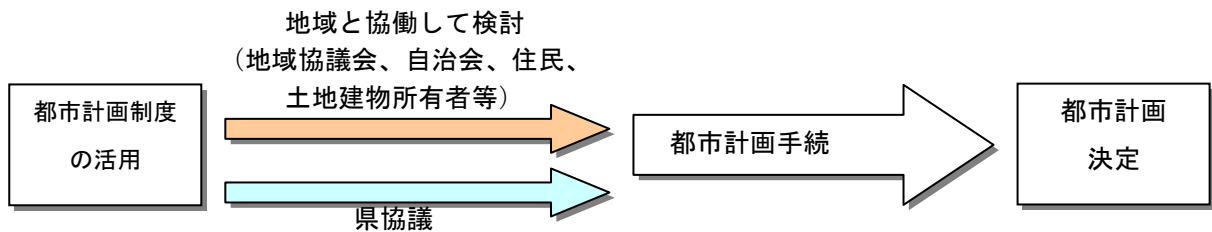
用途地域の見直しを図る区域については、建築の制限を強化する方向での変更を予定することから、平成 27 年度より土地利用の現況、将来的な方針について、関係する自治会や地域の皆様へ説明し、ご意向を踏まえながら取り組む必要があります。



(3) 都市計画制度の活用

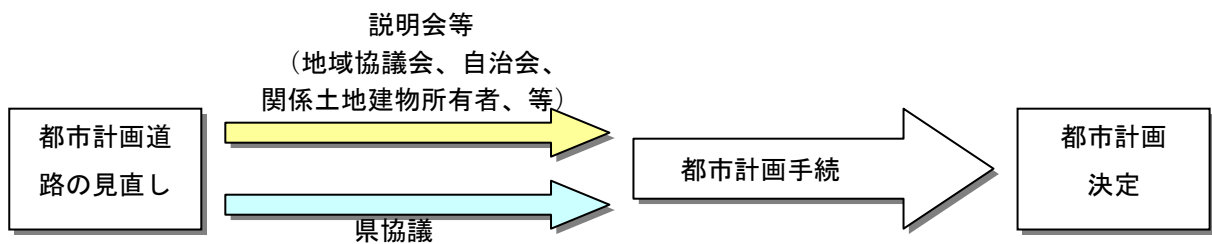
都市計画制度については、景観や生活環境の保全などを基本に活用を図ります。特に重点土地利用規制・誘導区域については地域の皆様と問題意識を共有しながら早めに検討を開始し、それぞれの地域に相応しいルールづくりを協働で進めていく必要があります。

地域協議会や自治会等のまちづくりに対する意向を把握し、住民や土地建物所有者などに説明し、ご理解を得ながら取り組んでいきます。



(4) 都市計画道路の見直し

都市計画道路の見直しについては、平成 27 年度から対象路線に関する地域協議会や自治会に見直しの必要性について説明し、関係する沿線の土地建物所有者の皆様のご理解をいただきながら取り組んでいきます。



8-3 都市施設整備の着手時期

(1) 道路

実施内容	概ねの着手時期		
	短期 H27 まで	中期 H32 まで	長期 H33 以降
国道 18 号上田バイパス (第 2 期工区)	◎		
国道 254 号 (改良)	◎		
国道 254 号 (バイパス整備)	◎		
国道 152 号丸子バイパス			○
国道 144 号上野バイパス	◎		
上田都市環状道路 (小島-柳沢区間)			○
上田都市環状道路 (鈴子バイパス)		○	
都市計画道路 中常田新町線 (主要地方道 小諸上田線)	◎		
都市計画道路 北天神町古吉町線 (主要地方道 長野上田線)	◎		
県道 芦田大屋停車場線	◎		
県道 別所丸子線	◎		
都市計画道路 上田駅川原柳線 (都心環状道路)		○	
都市計画道路 諏訪部伊勢山線 (第 3 期)		○	
都市計画道路 上堀大屋線	○		
(仮称) 川原柳常田線		○	
市道 櫓下泉平線	◎		
市道 上田橋下堀線			○
市道 上田橋中島線	◎		
市道 五反田新屋線	◎		
市道 黒坪長島線	◎		
市道 小島手塚線	◎		
市道 石井東郷橋線	◎		
市道 中丸子 22 号線	◎		
市道 箱置線		○	
市道 原野地 2 号線	◎		

○…事業着手予定 ◎…事業着手済

(2) 下水道

実施内容	概ねの着手時期		
	短期 H27 まで	中期 H32 まで	長期 H33 以降
(管渠) 上田処理区	◎■	■	■
(管渠) 南部処理区	◎		■
(管渠) 別所温泉処理区			■
(管渠) 中塩田処理区	◎		■
(管渠) 神川東処理区	◎		■
(管渠) 丸子処理区	◎		■
(管渠) 西内処理区			■
(管渠) 菅平処理区			■
(管渠) 真田処理区			■
(処理場) 上田処理区	◎■	■	■
(処理場) 南部処理区	◎■	■	■
(処理場) 丸子処理区	■	■	■
(処理場) 別所温泉処理区		■	■
(処理場) 西内処理区	■	■	■
(処理場) 菅平処理区	■	■	■
(処理場) 真田処理区		■	■
管渠の耐震化	◎	○	○
処理場の耐震化	◎	○	○
(処理場) 農業集落排水事業		■	■
処理場の統合 (農業集落排水→農業集落排水)	◎		
処理場の統合 (農業集落排水→公共下水道)	▲	▲	▲

○…事業着手予定 ◎…事業着手済 ■…更新予定 ▲…法制度化及び関係機関との協議が必要

(3) 公園

実施内容	概ねの着手時期		
	短期 H27 まで	中期 H32 まで	長期 H33 以降
サントミュージーゼー帯の市民緑地広場	◎		
信州国際音楽村公園	◎		

○…事業着手予定 ◎…事業着手済

8-4 【参考】都市計画に関する数値目標（総合計画より）

項目	H23.3 当初値	H28.3 目標値	目標値設定の目安
都市計画道路 完成延長	67,340m	72,000m	都市環状道路 1 路線、 環状道路等へのアクセス道路 3 路線、 渋滞緩和に向けた広域道路 1 路線 計 5 路線
地区計画等の 指定箇所数	1 箇所	2 箇所	土地利用規制・誘導のルールを導入する地区 計 1 箇所
景観協定締結 数	7 件	10 件	上田地域 1、丸子地域 1、真田・武石地域のうち 1 計 3 箇所
都市公園数	54 公園	58 公園	上田地域 3、丸子地域 1 計 4 公園
市道改良延長	954,661m	1,000,000m	H18.4 現在の市道延長の 58%の改良率 $1,819,073\text{m} \times 58\% = 1,055,062\text{m}$
下水道水洗化 率	87.6%	92.0%	利用人口/使用可能人口（供用開始告示済区域内人口） =97.3%

※目標値は第一次上田総合計画後期基本計画（平成 24 年 3 月策定）によるもの。